

2018年 3月12日

No.294

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

又市征治議員は社民党党首就任後の3月2日、テレビ中継された参院予算委員会で18年度政府予算案に関する基本的質疑に希望の会・社民党を代表して登壇しました。

## 平和憲法を変質させる第9条への自衛隊の明記は認められない

又市議員は、総理が第9条に自衛隊を明記してもその役割に何の変更もないと主張していることに対し、何の変更もないならば国民投票に850億円もかけて憲法を変えて自衛隊を明記する必要性も緊急性もないと批判しました。さらに2015年の安保法制により自衛隊は専守防衛の必要最小限の実力組織から、米軍と一体化して日本の領土・領海・領空を越えて米国の戦争に協力する軍事組織に変わろうとしており、この自衛隊を憲法第9条に明記すれば、第9条の変質を招くと批判しました。

これに対し安倍総理は、憲法違反とも指摘されている自衛隊を憲法に明記するのは、自衛隊の正当性を明確化するためであり、集団的自衛権を行使する安保法制下の自衛隊も必要最小限の実力組織であると詭弁を弄しました。



## 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を定めた憲法第25条は死文化している

次に又市議員は、国民年金の平均支給額(55,464円)、生活保護扶助費の水準(東京都市部在住の60歳代一人世帯の生活保護費は75,000円+住宅扶助費約5万円程度)、非正規労働者の平均年収額(172万円 食料・衣料・娯楽費等に使用できるのは月額7~8万円)を指摘し、この国民年金額、生活保護費水準、子どもも育てられない賃金でも、憲法第25条が保障している「健康で文化的な生活」ができると認識しているのかと、政府を追及しました。

加藤厚労大臣は、生活保護は、自ら扶助費の引下げを提案しているにもかかわらず、生活困窮者に最低限度の生活を保障するもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障する観点から必要な見直しを行っているにごまかし、老後の生活は国民年金だけではなく貯蓄等、他のものも含めて考えられるものであって生活保護とは異なる制度であり、比較することはできないと逃げました。さらに非正規労働者の平均賃金については全体の水準であり、非正規労働者の個別事情も多様であり、健康で文化的な生活が営めるかどうかは一概に言えないと正面から答弁しませんでした。

又市議員は、これに対し正規で働きたくても働けない人が20%以上存在しており、その人々の生活実態を直視すべきだと指摘しました。さらに低賃金で働く労働者に自分で貯金し、老後に備えろと政府は要求するのかと批判し、非正規労働者の賃金、国民年金の支給額、生活保護の扶助費ではとても「健康で文化的な生活」を過ごすことはできず、憲法9条の改憲を考える前に、生活の改善を求める国民の声に耳を傾けるべきだと主張しました。

## 高度プロフェッショナル制度も「働き方改革関連法案」から削除すべき

裁量労働制の適用拡大法案は、法案を検討した労政審に提出された厚労省のデータの不備・でたらめさが明らかになったために「働き方改革関連法案」から削除されることになりました。これを受けて又市議員は総理、厚労大臣を追及し、新たに行われる実態調査の方向性を質すとともに、このデータが、「スーパー裁量労働制」ともいわれる「定額働かせ放題」が可能となる「高度プロフェッショナル制度」の立案の参考にされ、労働組合も反対しているのでこの法案も削除するように強く求めました。

安倍総理は、労働時間に画一的な枠をはめることなく、高度でプロフェッショナルな労働者が自らの創造性を存分発揮できる制度であるとして又市議員の要求を拒否しました。

又市議員は、この他、朝鮮半島の緊張緩和のために日本は、中国やロシアとともに、米韓合同軍事演習の停止と北朝鮮の核・ミサイルの実験停止に向けて米朝対話を仲介すべきと提言しました。